

# ○商業登記法

平成二九年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

・行政機関等の保有する個人情報に関する新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二八・五・二七法五）附則五条一号（平成一九・一二六までに施行）

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）

第一四一条（登記簿及びその附属書類に記載されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報をいう）については、同法第四章の規定は、適用しない。